

## 栃木県道路公社料金徴収業務委託総合評価落札方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、栃木県道路公社（以下「公社」という。）が運営する各有料道路の料金徴収業務委託（以下「委託」という。）において、業務に対する意欲や技術的能力並びに価格等を総合的に勘案し、最適な業務者を選定する方式（以下「総合評価方式」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 総合評価方式により入札を行う業務は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 料金徴収業務
- (2) その他必要と認める業務

### (総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 総合評価点：価格点と価格以外の評価点（以下「内容点」という。）を総合した評価点
- (2) 価格点：見積価格に基づいて算定した評価点
- (3) 内容点：業務能力等から算定した評価点

2 前項各号の評価方法は、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 評価点及び評価方法は、別記の「総合評価点審査基準」によるものとする。
- (2) 契約予定者を決定するにあたり、業務提案書等を公正に審査するため、審査委員会を設置する。なお、入札参加者に対するヒアリングについても、審査委員会が実施するものとする。

### (審査委員会の構成)

第4条 審査委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 理事長
- (2) 委員 専務理事兼総務部長  
常務理事  
施設管理部長

### (入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、入札参加者に対し入札公告又は入札通知書により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料を提出すること。
- (3) 関係者の出席を求め（ヒアリングの実施）、意見を聴取すること。
- (4) 総合評価点審査基準及び落札者決定の方法に関すること。
- (5) 総合評価に関する評価結果が公表されること。
- (6) 他社の提出書類等内容に関し、いかなる問い合わせにも応じないこと。
- (7) その他必要と認める事項

### (入札参加資格確認資料の提出)

第6条 入札者は、入札参加資格確認申請書類を入札執行者が定めた日時までに、あらかじめ提出しなければならない。

2 入札者は、提出した入札参加資格確認申請書類の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。

(落札者決定の方法)

第7条 総合評価落札方式で定める落札者決定の方法は、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 総合評価点が最も高い者を契約予定者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、当該候補者に連絡の上、くじ引きにより契約予定者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第8条 入札執行者は、契約予定者が決定したときは、様式第1-1号により閲覧及びホームページに掲載し公表するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第9条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

- 2 受注者の責により入札時の評価内容を満たす業務が実施されてないと判断された場合は、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

(秘密の保持)

第10条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第11条 落札者とならなかった者から理由の説明を求められた場合は、栃木県道路公社入札及び契約に関する苦情処理要領（平成19年6月1日施行）により取り扱うものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成28年12月26日から適用する。